

いわき市農業委員会第28回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年8月20日(木曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(10名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局次長	草野 達也
農政振興係長(書記)	佐藤 公威
農地審査係長	蛭田 祥久
農地振興係主査	久米 梓美
農地調査係主査	高木 安弘
農地審査係主査	渡邊 裕一郎
農地審査係主査	坂本 祐輔
農地調査係事務主任	阿部 里美
農地審査係主事	若松 恒佑

2 欠席者

22 加茂 直雅

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (草野次長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本総会は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。</p> <p>蛭田会長よろしくお願いいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに本日の通告欠席ですが、議席番号22番 加茂直雅 委員となります。</p> <p>現在、委員24名中23名が出席しており、これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。</p> <p>ただいまより「いわき市農業委員会第28回総会」を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号17番 新妻吉人委員 議席番号18番 松崎正信委員 以上2名の委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意のうえ、委員個人名と発言内容の全てを記載する、全文記録方式により作成いたします。</p> <p>また作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。</p> <p>次に会務報告に入ります。</p> <p>今月の報告は、令和8年7月分となります。</p> <p>議案書2ページに記載のとおりですので各自ご確認ください。</p> <p>これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。</p> <p>総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員および農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。</p> <p>次に議案・報告案件において、取り下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>取り下げ・追案等はありません。</p>

議長
(蛭田会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当者がいれば議案審議の際に申し出てください。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案説明書と併せて、地図につきましては別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号7番につきましては売買による所有権の移転、番号8番、番号9番につきましては贈与による所有権の移転、番号10番、番号11番につきましては交換による所有権の移転です。

このうち番号6番、番号8番、番号9番は新規就農案件となっております。

番号6番につきましては、譲受人は申請地の一部の北側隣接地に住んでおります。申請地については、元所有者である譲受人の祖父が亡くなった際、譲渡人が相続により所有権を取得し、実際の耕作については譲受人の父母が行ってきました。今般、父母が高齢となってきたため、譲受人が父母の農業を手伝ってきたところ、譲渡人より申請地を譲り渡してくれると話が合ったため申請に至ったものです。農機具については、トラクター、耕運機、田植機を各1台ずつ所有しており、栽培予定作物は水稻、なす、きゅうり等となっております。

番号8番につきましては、譲受人は、申請地近辺の梨農園にて農業を手伝いながら学んでいます。譲受人はいわきの梨に魅了され、当該梨農園園主の意思を引き継ぎ、将来は四代目園主として後継し、永続的に経営する計画を立てています。申請地については、譲渡人が市外に居住しており管理に苦慮していたところ、譲受人の就農計画を聞き贈与したいと話がありました。譲受人としても、梨圃場の近辺であること、畑作の通常管理も可能であることから譲り受けることとなり申請に至ったものです。農機具については、軽トラック、トラクター、刈払機、管理機を梨農園園主より各1台ずつ借りており、栽培予定作物は、きゅうり、なす、かぼちゃ等となっております。

事務局
(若松主事)

番号9番につきましては、譲受人は申請地の近辺に住んでおります。当該申請地では、譲受人の祖父である譲渡人が自然薯を耕作してきましたが、高齢となってきたこと、ほかに後継者がいないことから、孫である譲受人が後継し耕作するとのことで申請に至ったものです。農機具については、トラクターを1台所有しており、栽培予定作物は自然薯となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田8,416㎡、畑4,971㎡、合計13,387㎡となります。

続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、番号5番について、今月5日に実施した現地調査の結果、「問題あり」と判断されましたので、その内容についてご説明いたします。

現地調査の結果、申請地の一部について、現況が「公衆用道路」の様相を呈しており「現況が農地ではない」と判断されたものです。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。

なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書5ページでご確認下さい。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第1号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

2番
鈴木(義)
委員

議席番号2番、鈴木義直です。

番号1番から番号4番、番号6番から番号9番につきましては、現地を調査しました結果、特段問題はありませんでした。

番号5番については、申請地の一部において、現況「公衆用道路」の様相を呈しており、農地性はないものと判断せざるを得ず、申請に係る形式上の要件を欠くことから、却下が妥当であると考えます。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて事務局よりお願いいたします。

事務局
(若松主事)

番号10番、番号11番について、事務局で現地を確認したところ、特段問題はございませんでした。

報告は以上です。

議長 (蛭田会長)	<p>ただ今の報告では「番号1番から番号4番、番号6番から番号11番は特に問題なく、番号5番は申請地の一部において現況が農地とは判断できないことから却下が妥当」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
7番 田子委員	<p>議席番号7番の田子耕一です。</p> <p>5番ですが、道路になってしまった経緯はどういったものなのでしょう。ただ単に道路になっているからダメではちょっと説明不足かなと思うのですが。</p>
事務局 (若松主事)	<p>当該地につきましては、過去に農道として利用されていた場所であると聞いておりますが、現在は、南北の隣接地が公衆用道路として登記されており、それに挟まれ一体として公衆用道路の様相を呈していることから、農地性はないものとしてご判断いただくものです。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>田子委員、今の説明でよろしいでしょうか。</p>
7番 田子委員	<p>公衆用道路ということであれば、一般的に誰かがその道を使っているわけですね、そうするとこの道路がないと困るということもあろうかと思えますので、ここのところを除外というか、例えば農道であれば農道として管理したり、市道であれば市に寄付したりしてもらって、その残った分を許可するといった形はとれないものでしょうか。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>今回の件は農地法第3条の申請になりますので、農地としての権利移動に対する許可になります。当該地につきましては、農地性はないとの判断をしており、農地法第3条による許可はできないものと考えます。例えば将来的に農地性のない当該地を除いたうえで申請となれば許可相当と判断することになるものと考えますが、今回は申請地の中に農地性のない土地が入っていることから、申請全体として却下が妥当との判断になります。</p>
7番 田子委員	<p>わかりました。</p> <p>その件について、この地権者にご説明いただいて、今回は却下という方向で納得したいと思います。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第1号について「番号1番から番号4番、番号6番から番号11番は許可とし、番号5番は申請地の一部において現況が農地とは判断できないことから却下」とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p>

議長 (蛭田会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、ただ今の説明のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p>【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案説明書の7ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の8ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」は12ページから「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4004番になります。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、遠野町深山田、田、2,713平方メートル、キャンプ場と駐車場です。</p> <p>申請内容を精査した結果、当該申請箇所は農地転用許可基準である「立地基準」および「一般基準」を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただ今、議案第2号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
21番 大竹委員	<p>議席番号21番、大竹公治です。</p> <p>番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただ今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第2号「農地法4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(渡邊主査)

議案説明書の9ページをお開き願います。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。
議案説明書の10ページをお開き願います。
配付しております「現地調査位置図」は14ページから「許可申請に係る意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5012番からになります。
それでは、申請土地の所在地番、地目、面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。
番号1番、平中神谷、田、207.20平方メートル、現場事務所の設置・一時転用、使用貸借権の設定です。
番号2番、平赤井、畑、685平方メートル、工事用通路等・一時転用、賃借権の設定です。
番号3番、四倉町長友、田、600平方メートル、農業用倉庫・農機具駐車場等、賃借権の設定です。
番号4番、小名浜上神白、畑、539平方メートル、蓄電池施設敷地、所有権の移転です。
番号5番、四倉町玉山、畑、1,041平方メートル、太陽光発電設備、所有権の移転です。
以上、面積は、田：807.20平方メートル、畑：2,265平方メートル、合計：3,072.20平方メートルとなります。
なお、地域計画内の農地を転用する場合、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となり、今月の5条許可申請案件では番号2番が該当しますが、一時転用であるため地域計画の変更は不要となります。
以上5件につきまして、申請内容を精査した結果、番号1番から3番につきましては農地転用許可基準である「立地基準」および「一般基準」を満たしております。
番号4番、5番について説明いたします。
当該地につきましては、今月5日に現地調査を実施した際、申請地全体に人の背丈以上の雑草等が繁茂しており、土地への立入ができず、転用範囲や農地性の有無が確認できない状況であり、現地調査担当委員から「現況が農地とは判断できないことから、却下が妥当である」との意見がありました。
番号4番、5番についてはこれらの状況および現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議くださるようお願いいたします。
説明は以上です。

議長 (蛭田会長)	<p>ただ今、議案第3号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
23番 油座委員	<p>議席番号23番、油座盛明です。</p> <p>番号3番については、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>番号4番、番号5番については、事務局説明のとおり、申請地全体に雑草等が繁茂しており、転用範囲や農地性の有無が確認できない状況であったことから、現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を欠くものとして却下が妥当と考えます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>続いて事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>番号1番、番号2番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただ今の報告では「番号1番から番号3番は特に問題なく、番号4番、番号5番は現況が農地とは判断できないことから却下が妥当」とのことでした。</p> <p>委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
4番 木幡委員	<p>議席番号4番、木幡仁一です。</p> <p>1番の一時転用について「許可申請に係る意見及び決定理由書」の調査事項のうち「資力及び信用」部分について、意見決定の理由に「転用事業費132,000円、うち造成費は132,000円である」となっていますが、この造成費というのは、通常、土盛等なのではないかと思うのですが、今回の転用費用が全額造成費なのでしょうか。</p> <p>同じく2番も132,000円となっており、今度は「用地費」と書いてありますが、中身はどういうものなのか。併せて「造成費」と「用地費」の定義について教えていただきたい。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>まず番号1番ですが、プレハブや仮設トイレの設置費用等になります。</p> <p>番号2番は土地の賃借料となっております。</p>
4番 木幡委員	<p>資料を見ると、どちらも事務所やトイレを設置すると書いてあって、土地の賃料だとすると、撤去費用が含まれているかどうか、用地費は賃料だと思いますが、造成費との違いは何か、それは設置した構築物を撤去する費用を含んで見積りしているのか、その点だけを教えてください。</p>

事務局 (渡邊主査)	番号1番の「造成費」は、設置物のリース費用なので撤去費用を含んでおります。番号2番の「用地費」は、土地の賃借なので撤去費用は含まれておりません。
4番 木幡委員	わかりました。
議長 (蛭田会長)	<p>そのほかございませんか。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第3号について「番号1番から番号3番は許可とし、番号4番、番号5番は現況が農地とは判断できないことから却下」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、ただ今の説明のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の6ページをお開き願います。</p> <p>【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案説明書の11ページをお開き願います。</p> <p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の12ページをお開き願います。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は24ページから29ページ「意見及び決定理由書」は、左上に＜事業計画変更＞と記載があるページになります。</p> <p>番号1番、番号2番、申請人は、五洋建設株式会社東北支店執行役員支店長 川俣 奨 です。</p> <p>申請土地の表示は、番号1番は渡辺町上釜戸、地目は田、転用許可面積は1,869平方メートルです。</p> <p>番号2番は三沢町、地目は田、転用許可面積は2,463平方メートルです。</p> <p>番号3番、申請人は、株式会社関電工社会インフラ統轄本部社会インフラ工事センター所長 藤井 隆雄 です。</p> <p>申請土地の表示は、小川町上小川、地目は牧場、転用許可面積は2,179.48平方メートルです。</p> <p>以上、面積は、田：4,332平方メートル、牧場：2,179.48平方メートル、合計：6,511.48平方メートルとなります。</p>

事務局
(坂本主査)

番号1番は令和5年8月25日付で高速道路常磐道橋脚耐震工事に係る資材置場設置のため一時転用の許可を、番号2番は令和5年8月25日付で高速道路常磐道橋脚耐震工事に係る事務所、駐車場および資材置場設置のため一時転用の許可をそれぞれに受けており、今回の変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。

申請人は令和5年8月に許可を受けて以降、橋脚耐震工事を行ってきましたが、過大設計による工事の一時中止と工事再開時に発覚した掘削時の地下水の存在による安全性の見直しを余儀なくされたことより工期延長に係る事業計画変更申請に至ったものです。

「工事期間(完工時期)の変更」についてはそれぞれ、

◇ 変更前が、令和8年8月26日

◇ 変更後が、令和10年3月25日

となっております。

番号3番は、令和5年8月25日付であぶくま南風力発電所建設工事のための資材置場設置のため一時転用の許可を受けており、今回の変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。

申請人は令和5年8月に許可を受けて以降、あぶくま南風力発電所建設工事を行ってききましたが、風車部分の輸送中に当該部材が転倒、破損し、同部材を新たに製作する必要が生じ、製作に約1年を要する見込みとなり、風車輸送・据付、電気工事および試験関係などにも遅れが生じるため、当初計画していた工期内の完了が困難となったことから工期延長に係る事業計画変更申請に至ったものです。

番号1番、番号2番につきましては、高速道路橋脚耐震工事という公共性の非常に高いものであり、番号3番につきましても風力発電所建設工事というやはり公共性の非常に高いものとなっており、計画変更を承認することについては、県手引きの「一時転用期間の延長については、真にやむを得ない限り、必要最小限度の期間延長を承認できるものとする。」に該当するものと考えられ、特段問題ないものと考えます。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第4号について事務局より説明がありました。
ここで事務局より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

事務局
(坂本主査)

報告いたします。
番号1番から3番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(蛭田会長)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「現況確認証明願いについて」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

議案説明書の13ページをお開き下さい。

議案第5号「現況確認証明願いについて」ご説明いたします。

議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

それでは、申請土地の表示、登記地目、登記面積の順で申し上げます。

遠野町深山田、田、1,493㎡です。

非農地となった経緯については、当該申請地は約34年前まで、申請人の亡夫が耕作しておりましたが、その夫が亡くなった後、耕作されずに非農地化して現在に至っております。

以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第5号について事務局より説明がありました。

ここで担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

24番
藁谷委員

議席番号24番、藁谷昭夫です。

番号1番につきましては、現地を調査しました結果、長年に渡り耕作されておらず、営農できる状態にありませんでした。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長
(蛭田会長)

ご異議なしと認め、議案第5号「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。

事務局
(高木主査)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

引き続き、内容についてご説明いたします。

議案説明書の15ページをお開き下さい。

議案第6号は、農地中間管理事業の推進に関する法律（第19条第3項の規定）により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

16ページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。

実施地区は、四倉、小川地区 借り手 2名、

対象筆数、田 1筆、畑 1筆、

面積は、田 587㎡、畑 1,220㎡となります。

なお、貸付相手方の要件につきましては、いずれも満たしていることを確認しております。

説明は、以上となります。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第6号について事務局より説明がありました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですのでお諮りいたします。

議案第6号について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。

事務局
(高木主査)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

農業政策課
(小野主査)

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更案について」説明いたします。

議案説明書と併せて、事前に配布しております議案説明書25ページ資料「目標地図」をご覧になりながら、お聞きくださるようお願いいたします。

それでは、議案説明書の21ページ「地域計画策定(変更)の内容について」をお開き願います。

今回、本市地域計画のうち、1地区について変更があることから、主な変更点を説明いたします。

変更地区は、白米地区で、主な変更内容につきましては、担い手の方、ご本人からの要望により「担う者への追加」および「面積の変更」になり、「担う者の追加」については「4地域内の農業を担う者一覧」に、資料に記載した方々が追加となります。

また「面積の変更」につきましては、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について20.9haから21.6haへ変更、「農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積」について18.5haから19.0haへ変更、「田の面積」について20.0haから20.5haへ変更、「畑の面積」について0.9haから1.1haへ変更になります。

地区における地域計画の詳細については、議案説明書の22ページ目以降により、ご確認くださいようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

ただ今、議案第7号について農業政策課より説明がありました。
委員の皆様から何かご質問はございますか。

2番
鈴木(義)
委員

議席番号2番、鈴木義直です。

地域計画の変更ということで、2名の方から本人意向により追加となっていますが、耕作者の意向がなかったら、耕作面積が変わっても地域計画の変更はしなくてもよいのでしょうか。

農業政策課
(小野主査)

地域計画の変更について、申し出がない場合変更しなくていいかとのことですが、地域計画は、ブラッシュアップということで、国から毎年見直すこととの指示があるものの、いわき市は対象が129地区あり、県の中でもかなりの件数がある状態なので、全地区を1年で見直すとなったときには余りにも現実的ではない部分があり、1年間で大体20から30地区の変更をかけていけるように考えています。昨年度は20地区を変更しておりますので、10年の計画期間中に、5年で1サイクル、計2回の見直しをかけ、ご要望がある地区につきましては、補助金等の関係もございまして、優先的に変更させていただきます。このような状況も踏まえ、補助金等でご不便をお掛けしないよう、随時受け付けをさせていただくものと定例的な見直しという、2つのやり方で進めて参りたいと考えておりますので、ご了承いただければ、地区の方にもご説明させていただいているところです。

議長
(蛭田会長)

その他ご質問ございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですのでお諮りいたします。

議案第7号について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」は「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に報告に入ります。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の27ページから32ページをご覧ください。

今月の報告件数は22件、権利の移動事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田67,267.42㎡、畑50,311.00㎡、合計117,578.42㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

次に、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の33ページ、34ページをご覧ください。

今月の報告件数は1件、転用面積は田0㎡、畑85.00㎡、合計85.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の35ページから37ページをご覧ください。

今月の報告件数は8件、転用面積は田1,991.00㎡、畑2,433.00㎡、合計4,424.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の39ページから45ページをご覧ください。

今月の報告件数は30件、面積は田86,259㎡、畑26,535㎡、合計112,794㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

事務局 (蛭田係長)	以上となります。
議長 (蛭田会長)	次に報告第5号について事務局の説明を求めます。
事務局 (佐藤係長)	<p>議案書の10ページをお開き願います。</p> <p>【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】</p> <p>議案説明書の47ページ、48ページをご覧ください。</p> <p>令和8年7月交付分となっております。</p> <p>対象は相続税の納税猶予適用者です。</p> <p>件数は2件、内訳は田15,706.00㎡、畑5,635.49㎡、合計21,341.49㎡となっております。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>以上、事務局説明のとおりご承知願います。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>はじめに、事務局より何かございますか。</p>
事務局 (阿部 事務主任)	<p>【資料1】「その他：令和8年度農地利用意向調査の実施について」</p> <p>上記資料により調査方法等について説明した。</p>
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局よりございますか。
事務局 (佐藤係長)	<p>令和8年8月12日付で福島県農業会議より『農業委員会組織による「令和8年熊本地震義援金」の募集について』の協力依頼の通知がありました。</p> <p>熊本地震で被災された農業者等の皆様の経営と生活の回復、復旧を支援するため、全国農業会議所から「熊本地震義援金」の募集活動を実施するものです。</p> <p>義援金の額、送金方法については2ページ目以降に記載されておりますが、本市農業委員会といたしましては、1口1,000円として、農業委員、農地利用最適化推進委員計55人、総額55,000円を指定口座に送金させていただきます。</p> <p>また、義援金については、本市農業委員会委員の皆様が毎月積み立てしておられる「慶弔費」からの支出を予定しております。</p> <p>なお、過去の例をみますと、平成28年の熊本地震の際、同様に1口1,000円で義援金を送金しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長 (蛭田会長)	<p>みなさんご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>特にないようですので、以上をもちましていわき市農業委員会第28回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--------------	--

4 議案・報告の内容および審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番から番号4番、番号6番から番号11番は許可、番号5番は却下
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号1番から番号3番は許可、番号4番、番号5番は却下
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第5号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第7号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員
なし

6 本総会の閉会時刻

午後 3 時25分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

17 新妻 吉人 18 松崎 正信